

大津市発注工事における余裕期間制度試行要領

(目的)

第1条 本要領は、大津市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、労働力確保や建設資材の調達等の準備を行う期間を、余裕期間として付加する余裕期間制度を試行するにあたり、必要となる事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

(1) 実工期

実際に工事を施工するために必要となる期間であって、準備及び後片付け期間を含めた期間をいう。

(2) 着工日

実工期の始期日を言う。工事着工届の記載の着工日。

(3) 工事着手

着工日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう）、詳細設計付工事における詳細設計又は工事制作を含む工事における工事製作工のいずれかに着手することをいう。

(4) 余裕期間

受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から着工日の前日までを言う。

(5) 着工期限日

任意着手方式の工事において、受注者が工事に着工しなければならない期限の日を言う。

(6) 完工日

後片付け期間の末日をいう。

(7) 全体工期

契約書に記載する工期をいう。

(8) 発注者指定方式

発注者が着工日及び完工日を指定する方式

(9) 任意着手方式

発注者が示した着工期限日までの間に、受注者が余裕期間内で任意に着工日を設定する方式

(10) 監理技術者等

建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法に基づき配置する主任技術者又は監理技術者をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定することにより、受注者の円滑な施工体制の確保に寄与できる工事について余裕期間の設定に努めるものとする。

ただし、事業の進捗や他工事への進捗に影響を与える工事、災害復旧等の緊急を要する工事、維持作業等は対象外とする。

(発注者による余裕期間、工期等の設定)

第4条 発注者が設定する余裕期間は実工期の30%を超えず、かつ90日を超えない範囲とする。

2 発注者において、発注者指定方式又は任意着手方式から、適用する方式を選定する。

(1) 発注者指定方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは、余裕期間、着工日及び完工日を設定するものとする。

(2) 任意着手方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは、実工期(着工日から起算して〇日間)及び着工期限日を設定するものとする。

3 発注者は、実工期について適切な期間を確保したうえで、着工日及び完工日並びに余裕期間を設定する。

(受注者による着工日等の設定)

第5条 任意着手方式による余裕期間制度を適用する工事の受注者は着工期限日までの間で着工日を任意に設定し、契約締結日までに書面(別紙様式)により発注者に通知する。

2 受注者が前項の規定による通知をしなかったときは、発注者は、契約日を着工日として設定したものとみなす。

3 第1項に基づき通知を行った場合、着工期限日までの期間の範囲内において着工日を変更できる。

4 着工日の変更を行う場合、通知した着工日の14日前までに発注者と協議のうえ、工期に係る変更契約を締結しなければならない。

5 前項に基づく契約変更は原則として1回に限る。

(余裕期間における監理技術者等及び現場代理人の配置)

第6条 監理技術者等及び現場代理人の配置については次の各号による。

(1) 監理技術者等は余裕期間内の配置を要しない。

(2) 現場代理人は、余裕期間内の常駐をしない。

(監理技術者等の確認等)

第7条 発注者は、着工日において監理技術者等の配置を確認する。

2 監理技術者等の専任を要する工事について、発注者は、提出された工事着工届書記載の、着工日において監理技術者等の専任を確認する。

(着工日前の取扱い)

第8条 受注者は、契約締結日から着工日の前日までの間は、現場着手（測量、資機材の搬入、現場事務所の設置、仮設物の設置及びその他工事を実施するための準備行為）を行ってはならない。ただし、これら以外の準備（資材又は労働者の確保に関する契約など）については、受注者の責において行うことができる。

2 受注者は、一般土木工事等共通仕様書（滋賀県）等の規定によらず、着工日以降30日以内に工事着手しなければならない。

3 余裕期間中の現場管理については、発注者の責によるものとする。

(経費の負担)

第9条 余裕期間の設定に伴い発生する必要経費は受注者の負担とする。

(落札者の決定の保留)

第10条 低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合であって、契約を締結する日が余裕期間の末日以前の日となるときは、当該余裕期間の末日は、これを変更しない。

2 低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合において、契約を締結する日が余裕期間の末日の翌日以降の日となるときは、当該工事には、余裕期間制度を適用しない。

(契約等手続きについて)

第11条 契約等の手続きにあたっては、次のとおりとする。

(1) 契約保証にかかる期間は、全体工期とする。

(2) コリンズ（CORINS）への登録は、一般土木工事等共通仕様書（滋賀県）等に定められた期間に行うものとする。コリンズに登録する契約工期は全体工期、技術者の従事期間は実工期とする。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。